

電動車椅子短期レンタル利用規約

株式会社ユーエスマネジメント（以下、当社）が提供する、車椅子短期レンタルサービス（以下、本サービス）は、車椅子短期レンタルサービス利用規約（以下、本規約）を承諾された方のみご提供いたします。

本サービスをご利用される方（以下、利用者）は、本規約を承諾し契約したものとみなします。本規約中に出てくる「商品」とは当社がレンタルした車椅子本体と取扱説明書などの付属する全ての物を指します。なお、本サービスは介護保険適用外サービスとなりますのでご注意ください。

第1条 レンタル期間

1. 当社と利用者の合意により開始日と終了日を決定する。
2. 当社と利用者により合意された引渡しの場合において利用者が商品を受け取った日を開始日とする。
3. 配達により引渡しが行なわれた場合は、利用者が現に受け取った日ではなく、配達がなされた日の事を言う。
4. 利用者は、事前に合意した終了日までに商品の返却を行なう。
5. 配送業者を利用した返却の場合は、終了日までに配送業者への引渡を行なうものとする。

第2条 延長利用

レンタル期間を延長したい場合、レンタル期間終了の7日前までに、当社まで連絡をするものとする。

第3条 レンタル料金

1. 1ヶ月単位でのレンタルは1ヶ月間 34,500 円（非課税）とする。
2. レンタル期間中は中途での解約、返品においても料金は発生し、利用者には支払い義務があるものとする。
3. 事前に特別な合意がある場合を除き、レンタル開始前に料金の支払いを完了するものとする。
4. 追加料金は、終了日翌日を起算日とし1週間単位で 8,050 円（非課税）、1ヶ月単位で 34,500 円の課金とする。
5. 料金支払いに遅延がある場合は、当社は月額利用料に延滞料金及び支払遅延によって発生した事務手数料（以下、遅延事務手数料）を加算し請求する事が出来る。また、延滞料金は、年率 14.5%とする。

第4条 支払い方法

利用者は、当社の定める以下の支払い方法より自身の都合の良い方法で支払いを行なう事が出来る。

1. 銀行振込
2. 代金引換
3. 店頭引渡時における現金支払

第5条 レンタル料金以外に発生する料金

1. 利用者は、配送にて引渡を行なった場合は、別途定める配送料金を支払うものとする。
2. 利用者は、代金引換・銀行振込等の支払いにかかる手数料を負担するものとする。
3. 利用者は、延長利用により追加料金の請求があった場合はこれを支払うものとする。
4. 利用者は、延滞があった場合は延滞料金及び遅延事務手数料を支払うものとする。
5. レンタル期日を過ぎても連絡無く、商品の返却がなされない場合は、上記の他に商品代金として、別紙規定の金額を請求する。また、利用者はこれに従い支払を行うものとする。
6. 利用者は、介助用又は自走用の指定を行なう場合には、別途定める機種指定料金を支払うものとする。
7. 当社は、事前に支払われた料金について、いかなる理由であっても返金を行わない。

第6条 保証金

1. 利用者は、利用開始前に保証金を支払うものとする。保証金の額は、レンタル期間に応じて別紙にて定める。
2. 利用終了時、商品に傷や損傷等があった場合、保証金からその修繕費を差し引くものとする。

第7条 商品の保全

1. 利用者は、商品引渡時に商品を点検確認し、正常に機能する事を確認するものとする。
2. 当社は、随時商品の保管状況の点検を行う事が出来るものとする。
3. 当社は、随時商品の保管状況の報告を求める事が出来るものとする。
4. 利用者は、商品を安全に保管・使用する義務を負うものとする。
5. 利用者は、商品の改造及び改装を行ってはならない。
6. 利用者は、商品の使用目的を予め当社に伝える義務を負うものとする。
7. 利用者は、当社の許可無く商品を第三者に貸与することは出来ないものとする。
8. 利用者は、商品を第三者に譲渡・質入・担保権の設定等をする事は出来ないものとする。
9. 利用者は、商品について第三者からの差押等、法律的及び事後的侵害が発生する恐れが

ある場合は、直ちにその旨を当社に通知する義務を負う。

10. 利用者は、商品について第三者からの差押等、法律的及び事実に侵害が発生した場合は、直ちにその旨を当社に通知する義務を負う。

第8条 商品の滅失、破損

1. 当社が引渡した商品について、引渡時に既に破損し正常に機能しない場合は同等商品と交換する事により責を果たしたものとする。
2. 前項において、商品の交換にかかる費用は当社が負担するものとする。
3. 当社が引渡した商品について、その用途に従って正常な使用状態に於いて破損が発生した商品に対する修繕費は当社が負担するものとする。
4. 利用者は、商品の滅失、破損が利用者の故意または過失によるものである時は、当社が算定した商品代金または修繕費を支払わなければならない。
5. 利用者は、商品返却時に配送業者を利用する場合に商品が滅失、破損しないように梱包し出荷しなければならない。

第9条 免責事項

1. 本サービスにおいては、サービス利用期間中の保守点検サービスは行なわないものとする。ただし、別途特約で保守点検サービスを付帯することもできる。
2. 空気漏れ、パンク等の保守点検、修繕またはそれに係る費用は利用者が負担するものとする。
3. 引渡時における初期不良に対し、代替商品が用意できない場合は、レンタル料金を返金する事によってその責任を免れるものとする。
4. 第三者への商品の貸し出しについて、当社はいかなる責任も負わない。
5. 商品引渡後、利用者に生じた使用目的を達しない等の損害について、当社はいかなる責任も負わない。
6. 配送業者を利用した場合の配送事故等において発生した損害について、当社はいかなる責任も負わない。

第10条 身元確認

1. 利用者は、当社が身分証明書の提出を求めた場合には、求めに応じて現住所等身元を確認できる資料を提出しなければならない。
2. 利用者は、レンタル期間終了日が過ぎたにもかかわらず、商品の返却を行わずに連絡が取れない場合は、当社が利用者の住民票を取得する事に同意する。

第11条 遅延事務手数料

遅延手数料とは、支払遅延によって発生した事務手数料で下記に定めるもの。

1. 支払督促上の発送手数料：3,000円（税抜）

2. 書留郵便にかかる費用
3. 内容証明郵便にかかる費用
4. 弁護士相談料
5. 裁判手続きにかかる全ての費用
6. その他、現に発生した費用

第12条 利用申込の撤回（キャンセル）

1. 利用者はサービス利用申込より「商品引渡準備」または「商品発送準備」が整うまでは利用申込を撤回する事が出来るものとする。
2. 商品引渡準備または商品発送準備完了後は、如何なる理由であろうと利用申込の撤回は認められないものとする。
3. 前項の規定に従い、代金引換サービスを利用した商品配送においても「受取拒否」等の行為はキャンセルとは認められないものとする。
4. 事前に支払われた料金については、第3条5項及び第5条7項の規定により返金が行われないものとする。

第13条 利用規約の変更

1. 当社が必要と判断した場合には、利用者にあらかじめ通知することなくいつでも本利用規約を変更することができるものとする。
2. ただし、利用者に大きな影響を与える場合には、あらかじめ合理的な事前告知期間を設けるものとする。
3. 本規約の規定日及び改定日は当ページにて付記するものとする。

第14条 本規約に定めのない事項

本規約に定めのない事項については、法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定める事とする。

第15条 裁判管轄

本規約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、当社の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることを予め合意する。